

環境活動レポート

-2009年1月～同年7月-



2009年8月11日

大橋法律事務所

□ごあいさつ

良好な環境と汚染されていない食料は人間が幸せを享受するに際しての最低限の条件です。幼い頃、体の弱かった私は、そのことを身をもって経験しました。そこで、大学では、自然食研究会を創立し、有機農業と環境問題に取り組みました。

その後、地域の環境問題解決の一助となればと思い弁護士を志し、現在、よみがえれ！有明訴訟の弁護団員として有明海の環境を取り戻す活動に取り組むとともに、日弁連公害環境委員会や全国公害弁護団連絡会議、環境法律家連盟のメンバーとしての活動を通じて、

日本中の環境問題に取り組んでいます。また、大学での授業を通じて、環境問題に関する教育啓蒙活動にも取り組んでいます。

2009年1月、私のふるさとである福岡市南区に大橋法律事務所を開設したのを契機に自らの足元を見直すつもりでエコアクション21に取り組むこととしました。

大橋法律事務所の環境への取組はまだ始まったばかりで不十分な点多々あります。皆さまからのご教示等を受け、さらに環境目標の達成に向け、環境への取組を充実させていく所存です。



大橋法律事務所
弁護士 後藤富和

□大橋法律事務所環境方針

気候変動（地球温暖化）、自然生態系や生物多様性の危機など私たちを取り巻く環境は悪化の一途をたどっています。こうした危機を回避し、地球環境や自然生態系、生物多様性を保全、修復、復元していくことは、私たちの基本的人権であると同時に将来世代に対する重大な責務でもあります。

そこで、当事務所では、気候変動（地球温暖化）の防止や、自然生態系・生物多様性の保全の観点から、自らの事業活動における環境負荷を低減するとともに、環境問題に関する訴訟、調査研究活動、教育活動等を通じて、積極的に環境保全活動に取り組んでまいります。

そのための行動指針を以下のように定めます。

【環境保全への行動指針】

- 1 環境関連法規制や当事務所が約束したことを遵守します。
- 2 以下について具体的な目標を定め、活動計画を立て、継続的改善に努めます。
 - ① エネルギー消費の削減
 - ② 事務用紙使用量の削減
 - ③ 廃棄物の削減
 - ④ 環境に配慮した物品購入の促進
- 3 環境訴訟や、環境問題に関する調査研究活動等を通じて、環境の保全、修復、復元に取り組みます。
- 4 法律相談や、各種教育活動、ホームページその他の広報活動を通じて、よりよい環境づくりのための啓発活動を行います。

制定日 2009年1月5日

大橋法律事務所
弁護士 後藤富和

□登録事業所の概要

事業所 大橋法律事務所
代表者 後藤富和
所在地 福岡市南区大橋1丁目8番19号プロベニオ大橋6階
環境管理責任者 後藤富和 電話(092)512-1636
事業内容 訴訟代理等、法律事務
事業規模 売上高2500万円/年
従業員 3名(代表者含む)
事業所床面積 33㎡

□エコアクション21取得に向けた取組

当事務所は、2009年1月から「エコアクション21」の認証取得活動を開始し、同年1月から4月までの状況を元に「環境への負荷の自己チェック」及び「環境への取組の自己チェック」を行った。

その上で、「環境目標及び環境活動計画」の策定を行い、同年5月から環境活動に取り組んだ。

同年8月11日に、同年5月から7月までの環境活動の取組計画の実施状況について評価を行った。

□環境目標及び環境活動計画

1 活動項目と環境目標

活動項目	環境目標
(1) エコアクション21の取得	月2回の事務所会議の開催などで準備する
(2) 環境法規制等の遵守	月2回の事務所会議で環境法規制や大橋法律事務所の環境方針の取組等をチェックする。
(3) 消費電力の削減、グリーン電力の導入	・窓を開けて扇風機を利用することやカーテンを利用すること、クールビズ・ウォームビズの実施

	<p>などで極力エアコンは使用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコンを利用する際の設定温度は基本的に28度（夏季）、20度（冬季）とし、こまめに温度調整をする。 ・使用しない電灯は消灯する。 ・冬季や長期休暇の際は冷蔵庫の電源を切る。 ・O A機器の省電力機能の活用する
(4) 一般廃棄物の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス化に取り組む。 ・両面・縮小コピーを実施する ・裏紙は再利用する。 ・封筒は再利用する。 ・プライバシー保護スタンプを利用しシュレッダー処理書類を減らす。
(5) グリーン購入の促進など	<ul style="list-style-type: none"> ・紙については基本的にF S Cなど森林認証を受けた木材から生産されたものを利用する。 ・電力についてはグリーン電力証書を活用する。 ・その他の物品についても再生品などグリーン購入に務める
(6) 自動車利用の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・近距離の移動は自転車や公共交通機関を利用する。
(7) 環境訴訟など環境問題への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・よみがえれ！有明訴訟など環境訴訟に取り組む。 ・日弁連公害環境委員会、九弁連環境問題に関する連絡協議会、福岡県弁護士会公害環境委員会の活動に取り組む。

	<ul style="list-style-type: none"> ・全国公害弁護団連絡会議、環境法律家連盟等環境NGOの活動に取り組む ・西南学院大学非常勤講師として環境に関する講義を行う。
(8) 環境レポート等の公表	大橋法律事務所の環境への取組をホームページ等を通じて公表する等して、地域の皆さま戸の環境コミュニケーションに取り組む。

2 環境活動の取組計画と評価

取組計画	評価（結果と今後の方向）
<p>消費電力の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコンの適正利用 ・消灯の励行 ・冷蔵庫の電気の適正管理 ・OA機器の省電力機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・扇風機を3台導入したところ7月下旬まではほとんどエアコンを使用することなかった。 ・7月下旬以降もクールビズやエアコンと扇風機の並行利用によって、エアコンの温度は28度の設定が実行できた。 ・来客用のお茶を冷やすため冷蔵庫の電源は7月以降入れたままであった（それまでは電源を入れていなかった）。今後は、土日や連休などは冷蔵庫の中身を空にして電源を入れない様にする。 ・OA機器の省電力機能は概ね利用できている。今後も専門家の指導のもと更なるOA機器の省電力化に取り組む。 ・電灯の本数などを点検して、適正な電灯の管理に務める。
<p>一般廃棄物の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス化 	<ul style="list-style-type: none"> ・FAXの送受信においてはほとんどの場合、ペーパーレス化が実行できた。ただし、一部、ペー

<ul style="list-style-type: none"> ・コピーの工夫 ・裏紙・封筒の再利用 ・シュレッダー処理書類の削減 	<p>パーレス化できていない部分があるので、その点について専門の業者に相談の上、改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピーにおける両面利用についてはほぼ達成できている。縮小利用については今後積極的に取り組むこととする。 ・裏紙・封筒の再利用については不十分であったので、専用の回収箱を設け、かつ、ホチキス等の削除作業担当者を決めて今後積極的に取り組むこととする。 ・シュレッダー処理書類の削減のために、プライバシー保護スタンプを導入し、シュレッダー処理しないで良い書類を増やすようにした。
<p>グリーン購入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林認証紙の利用 ・グリーン電力証書の活用 ・その他グリーン購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー（FAX）用紙、名刺についてはすべてFSC森林認証紙を使用しているが、封筒やふせんについても今後FSC森林認証紙に切り替えていく。 ・7月30日に、グリーン電力証書システムを導入し、この日以降、当事務所で使用する電力すべてをバイオマス発電によるグリーン電力でまかなうこととした。 ・封筒については、一部、森林認証紙を使用しているが、一部を再生紙を利用している。ボールペンについてはパソコンからの再生プラスチック、ファイルは再生紙を利用しているが、他の物品についても積極的にグリーン購入を進めていく。

自動車利用の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5～6 kmの移動については自転車を利用して いる。 ・ ただし、雨の時や8月に入ってからの暑さの中 で自転車利用は困難であるが、その場合でもでき るだけ公共交通機関を使用するようにする。
環境訴訟等環境問題への取組	<p>6月に日弁連公害環境委員会副委員長に就任し、 7月に環境法律家連盟理事に就任した。引き続 き、環境訴訟等や調査研究活動を通じて環境問題 へ取り組んでいく。</p>
<p>総括</p> <p>削減活動について、さらに工夫の余地があるので、今後、事務所会議などで削減活動の詳細を 検討していく。</p>	

□環境関連法規制等の順守状況

おもな環境関連法規制は以下の通り。

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

廃棄物処理法

環境関連法規制等の順守状況の評価の結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。

以上